



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 1

公 告

- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催・6件（都市計画・モノレール課） 1
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 3

告 示

沖縄県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市長中地区県営水利施設整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和3年12月20日から令和4年1月21日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字新川牛之巻原
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年2月26日から同年5月17日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、中部広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和4年1月13日 午後7時開始
- 2 場所 沖縄県中部合同庁舎4階共用会議室2・3 沖縄市美原一丁目6番34号
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成28年度から平成30年度までに行った都市計画に関する基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和4年1月6日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、宮古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和4年1月14日 午後7時開始
- 2 場所 沖縄県宮古合同庁舎2階講堂 宮古島市平良字西里1125番地
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成28年度から平成30年度までに行った都市計画に関する基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和4年1月7日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和4年1月18日 午後7時開始
- 2 場所 沖縄県市町村自治会館4階第4・第5・第6会議室 那覇市旭町116番地37
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成28年度から平成30年度までに行った都市計画に関する基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和4年1月11日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、南城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和4年1月20日 午後7時開始
- 2 場所 南城市役所1階保健センター 南城市佐敷字新里1870番地
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成28年度から平成30年度までに行った都市計画に関する基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和4年1月13日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、石垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和4年1月21日 午後7時開始
- 2 場所 沖縄県八重山合同庁舎2階大会議室 石垣市字真栄里438番地1
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成28年度から平成30年度までに行った都市計画に関する基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和4年1月14日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、名護都市計画及び本部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和4年1月24日 午後7時開始
- 2 場所 沖縄県北部合同庁舎2階大会議室 名護市大南一丁目13番11号
- 3 都市計画の変更の案の概要 平成28年度から平成30年度までに行った都市計画に関する基礎調査及び近年の社会動向を踏まえ、見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和4年1月17日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年5月13日 沖縄県指令土第302号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇前原341番2及び341番6のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町上原二丁目10番地の11 玉那覇ゆかり
- 5 検査済証番号 令和3年12月2日 第4768号
- 6 工事完了年月日 令和3年11月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月26日 沖縄県指令土第259号、令和3年11月24日 沖縄県指令土第763号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字名嘉地南又原231番ほか12筆

3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 防火水槽

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 福岡県福岡市東区蒲田二丁目40番32号 株式会社沖縄物流 代表取締役 山口誠

5 検査済証番号 令和3年12月3日 第4769号

6 工事完了年月日 令和3年11月24日

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1